

## Client Alert

16 September 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

## マレーシア：商標の「使用」の概念の拡張 (高等裁判所判決紹介)

### 判決の概要

本判決は、「商標侵害に該当する『使用』とは、商標としての使用でなければならないか」という問いに対し、高等裁判所は「商標としての使用は必ずしも必要ない」とした事例である（この趣旨の判決は、マレーシアでは初となる）。

### 該当する商標



### 事案の背景

原告：Malaysia Airlines Sdn. Bhd. 及び Firefly Sdn. Bhd.（いずれも航空会社）

被告：Airasia Com Travel Sdn Bhd（AirAsiaグループの一員であり、航空運送事業者ではなくeコマースプラットフォーム「AirAsia SuperApp」の運営者）

AirAsia SuperAppは、複数のサービスを統合した「アプリ」であり、旅行カテゴリでは、AirAsia以外の航空会社（原告を含む）の航空券も販売していた。その際、原告の登録商標（「Malaysia Airlines」「Firefly」）を無断で表示していたことが争点となった。

### 被告の主張

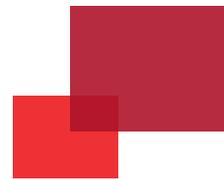
被告は、原告の商標を表示したことは「商標としての使用」ではなく、単に原告の航空券を販売するための情報提供であり、商標侵害には該当しないと主張した。

具体的には、以下の点を挙げている：

- 商標の本質的機能（出所表示機能）を損なっていない
- 自社のサービスは「AirAsia」ブランドの下で提供されており、混同のおそれはない

### 高等裁判所の判断

裁判所は、以下の理由により被告の主張を退け、商標侵害を認定した。



1. 「使用」の定義の拡張  
商標法第 54 条では、「商標としての使用」という文言は削除されており、単に「使用」と規定されている。これは、旧法（1976 年法）からの意図的な変更であり、立法者の意思を尊重すべきである。
2. 具体的な使用例の列挙  
第 54 条第 3 項では、商標の「使用」に該当する行為として、広告、商品への表示、販売、カタログへの掲載等が列挙されており、これらは「商標としての使用」に限定されていない。
3. 混同の可能性  
AirAsia SuperApp 上で原告の商標が表示されることで、消費者が両社間に提携や許諾関係があると誤認する可能性がある。

## コメント

本判決は以下のような影響を及ぼす可能性がある。

- マレーシアでは、商標の「使用」の概念が拡張されたことで、比較広告や第三者の商標を表示する行為が、今後は商標侵害と認定されるリスクがある
- 消費者の混乱が生じていなくても、商標の無断使用が侵害とされる可能性がある